

目次

このパンフレットは、エネルギー対策特別会計を活用し、**エネルギー起源二酸化炭素排出抑制に関する対策を強力に推進するため**、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

(1) 補助事業

事業名	担当課	ページ
地方公共団体率先対策補助事業		1
・対策技術率先導入事業	地球環境局 地球温暖化対策課	
・次世代技術普及事業	地球環境局 地球温暖化対策課 水・大気環境局 自動車環境対策課	
・都道府県センター普及啓発・広報事業	地球環境局 地球温暖化対策課	
・低公害(代エネ・省エネ)車普及事業	水・大気環境局 自動車環境対策課	
・公共・公益サービス部門率先対策補助事業	地球環境局 地球温暖化対策課	3
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	総合環境政策局 環境教育推進室	4
地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業	地球環境局 地球温暖化対策課	5
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課／廃棄物対策課	7
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	地球環境局 地球温暖化対策課	8
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業	地球環境局 地球温暖化対策課	9
再生可能エネルギー高度導入地域整備事業	地球環境局 地球温暖化対策課	10
業務部門二酸化炭素削減モデル事業	地球環境局 地球温暖化対策課	11
省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業	地球環境局 フロン等対策推進室	12
街区まるごとCO ₂ 20%削減事業【補助・委託】	地球環境局 地球温暖化対策課	13
メガワットソーラー共同利用モデル事業	地球環境局 地球温暖化対策課	14
自然資本を骨格とした都市環境の形成促進事業		
・クールシティ中枢街区パイロット事業	水・大気環境局 大気生活環境室／地下水・地盤環境室	15
・省CO ₂ 型都市づくりのための面的対策推進事業【補助・委託】	地球環境局 地球温暖化対策課	16
自動車使用合理化推進事業	水・大気環境局 自動車環境対策課	17
エコ燃料利用促進補助事業	地球環境局 地球温暖化対策課	18

目次

(2) 委託事業

事業名	担当課	ページ	
CDM/JI事業調査	地球環境局 地球温暖化対策課	19	
事業活動に伴う国内排出量対策推進			
・地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業【委託・交付金】	総合環境政策局 環境経済課	20	
・コミュニティ・ファンドを活用した 環境保全活動促進事業【委託・交付金】	総合環境政策局 環境計画課	21	
ソーラー・マイレージクラブ事業	地球環境局 地球温暖化対策課	22	
主体間連携モデル推進事業	地球環境局 地球温暖化対策課	水・大気環境局 自動車環境対策課	23
風力発電施設に係る適正整備推進事業	自然環境局 野生生物課	25	

(3) 技術開発事業

事業名	担当課	ページ
地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)【委託・補助】	地球環境局 地球温暖化対策課	26

(4) 交付金事業

事業名	担当課	ページ
地球温暖化を防ぐ地域工コ整備事業	総合環境政策局 環境計画課	27

(5) 利子補給金事業

事業名	担当課	ページ
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	総合環境政策局 環境経済課	29

地方公共団体率先対策補助事業

(担当課室：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

19' 予算額16.55億円

目的・意義

事業者、国民の一層の温暖化対策を促すためには、地方公共団体等が自ら、より先進的な率先的取組を行うとともに、効率的に事業者や国民の取組を促すことが必要です。本補助事業は**地方公共団体等が実施する温暖化対策事業に対して支援**を行い、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより、温暖化対策の実践を促すことを目的としています。

事業内容

1 対策技術率先導入事業

自らの事務事業に関する**実行計画に基づく、地方公共団体の施設への代エネ・省エネ施設設備の整備を行う**地方公共団体に対し補助をします。

学校、警察、水道事業等の施設についても、実行計画に基づく施設設備の整備事業であれば、補助の対象となります。

なお、補助対象となる設備等の要件は下表のとおりです。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	太陽電池出力が20KW以上であるもの。
イ 風力発電	発電出力が500KW以上であるもの。
ウ 燃料電池	発電出力が1KW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、発電効率が20%以上（低位発熱量基準）であるもの。
オ バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50KW以上であるもの。
ケ その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備であって、二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) 二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。

備考

- 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
- 「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
- 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
- 「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を設備の法定耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
- 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

2 次世代技術普及事業

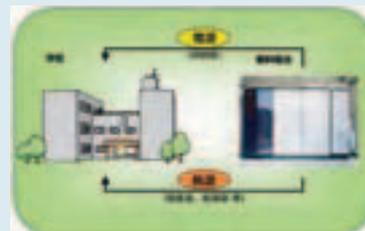
(1)次世代低公害車普及事業

次世代の究極の低公害車といわれる**燃料電池自動車**や、**ジメチルエーテル（DME）を燃料としたDME自動車**、**水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車**について**率先的に導入する**地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。



(2)学校への燃料電池導入事業

小中高等学校等の中規模施設における**電源・熱源として利用する燃料電池コージェネレーションシステム**を**率先して導入する**地方公共団体（公立学校）に対し補助します。



3 都道府県センター普及啓発・広報事業

地域住民等に対し、**シンポジウム・セミナーの開催等を通じた普及啓発・広報事業**を行う民間団体（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）に対し補助します。



4 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地域における**代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する**地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。



補助内容

1. 補助対象者

(1)(2)(4)の事業：地方公共団体、(3)の事業：都道府県センター

2. 補助対象設備・事業

(1)対策技術率先導入事業：実行計画に基づいた、地方公共団体施設への代エネ・省エネ施設設備の導入

(2)次世代技術普及事業

①次世代低公害車普及事業：地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME自動車、水素自動車）の導入

②学校への燃料電池導入事業：小中高等学校への燃料電池コージェネレーション設備の導入

(3)都道府県センター普及啓発・広報事業：地域住民等に対して行うシンポジウム・セミナー等の開催

(4)低公害（代エネ・省エネ）車普及事業：地方公共団体等による営業用バス等の導入

3. 負担割合

(1)(2)(4)の事業：環境省1/2、地方公共団体1/2

※(4)の低公害車については、通常車両との差額の1/2を補助



(3)の事業：上限を500万円とする定額補助

4. 補助下限額

補助下限額は600万円となっています。これは地方公共団体向け補助金の全ての事業の補助額の合計額について適用されますので、1つの事業でこれを下回る場合でも複数の事業と組み合わせて適合させることができます。なお、学校への燃料電池導入事業、次世代低公害車普及事業、低公害（代エネ・省エネ）車普及事業については、補助下限額の適用はありません。

公共・公益サービス部門率先対策補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額4億円

目的・意義

公共サービス・公益事業主体（医療保健、社会福祉等の機関等）を対象として、率先的かつ先進的な代エネ・省エネ対策の導入に対して支援を行います。また、地方公共団体等が実施する事業において、シェアード・エスコを用いて、高い水準での施設の省エネ化を図る事業者に対し支援を行います。このような取り組みにより、模範的事例を民間事業者や国民に対して示すことにより温暖化対策の実践を促すことを、本事業の目的とします。

事業内容

(1) 公共・公益サービス部門における代エネ・省エネ設備導入

施設全体としての二酸化炭素削減目標やこれを達成するための取り組みを明確に示した計画（二酸化炭素削減計画）を策定した公共・公益サービス事業主体（医療施設・社会福祉施設等）を対象とし、事業の提案を広く募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、費用対効果等に優れた提案に対し**設備導入等の対策事業費の一部を補助**します。

対策普及の水平展開や同業種への波及が図られるよう、複数の公共・公益サービス施設等を組織的に展開して行う事業や、モデル性が高く同業種への水平展開が容易である事業を対象とします。

●事業の例

病院など医療施設・
社会福祉施設



施設全体としてのCO₂削減目標、達成のための実行計画（CO₂削減計画）を策定

提案

補助

環境省

◆費用対効果等に優れた率先的かつ先進的な代エネ・省エネ対策設備をモデル的に導入する提案を選定

(2) 地方公共団体等施設のシェアード・エスコ事業を用いた省エネ化

シェアード・エスコ事業により、高い水準で地方公共団体等の設備の省エネ化を図る民間事業者等に対して、省エネ設備の導入等に**必要な費用の一部を補助**します。

補助内容

1. 補助対象者：(1) 公共・公益サービス事業を行う民間団体等
(2) 地方公共団体等の施設にシェアード・エスコを用いて省エネ設備を導入する民間団体等
2. 補助対象事業：(1) 公共・公益サービス施設等への率先的な省エネ設備等の導入事業
(2) 地方公共団体の施設へのシェアード・エスコ事業
3. 負担割合



地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

(担当：総合環境政策局環境教育推進室)

19' 予算額18億円

意義・目的

1960年代以降、児童・生徒数の急激な増加により建設された多くの学校校舎は、夏は暑く冬は寒いなど温熱性能が著しく悪く、また、老朽化の進行に伴い、耐震対策、劣化対策が必要となってきました。さらに、地球温暖化問題に対応するため、学校施設においても、二酸化炭素排出量の低減や自然との共生を考慮した施設づくりが求められています。

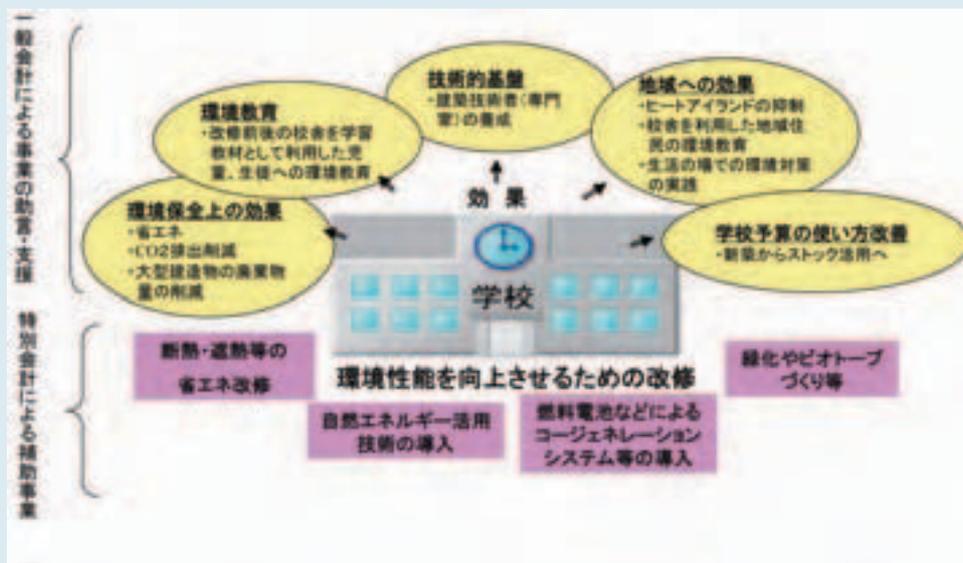
そこで、全国約4万ある小中高校のモデルとして、地域の技術者や住民等からなる検討会の結果に基づいて行われる学校の特徴に応じた効果的な省エネ改修・代替エネルギーの導入等（「学校エコ改修」）に対し、その施設整備等の費用の一部を補助します。この事業は、ハード整備に加え、その改修過程を素材として、地域への環境建築等の技術普及や学校を核とする地域ぐるみの環境教育を展開することに大きな特徴があります。

また、その取組の状況、成果は、地域ごとのモデルとして広く普及を図ります。

事業内容

地方公共団体が設置している学校に対し、地域や学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、代替エネルギー導入等の最も効果的な組み合わせ（遮光、屋上緑化による断熱など）による施設整備に要する費用の一部を補助します。

全国で平成17年度に9ヶ所、平成18年度に6ヶ所選定し、平成19年度においては更に3ヶ所程度で実施します。（各3ヶ年計画）



別途、環境省においては、一般会計の事業として、各事業対象校で行われるエコ改修におけるモデル的な技術の組み合わせについて助言を行うこととしています。また、各事業対象校における、地域の技術者業者への普及、改修した学校施設を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に関して技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及することとしています。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体
2. 補助対象設備・事業：学校の改修、代替エネルギーの活用設備の導入等
3. 負担割合

← 総事業費 →	
環境省	地方公共団体
1/2	1/2

地域協議会代工ネ・省エネ対策推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額2.8億円

目的・意義

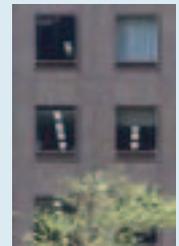
地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）による対策を活性化し、かつ、温暖化対策製品の効率的な普及を促進するため、**地域協議会の活動として行う地域における各種の代工ネ・省エネ対策事業に対して支援**を行うものです。

事業内容

民生部門の温暖化対策に効果のある下記の設備を、地域において集団的に導入推進する地域協議会の事業に対して補助します。

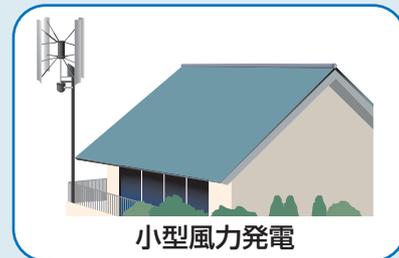
● 複層ガラス等省エネ資材

ビル等の設備更新の機会などを捉えて、**複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材（フロンを用いないものに限る。）等の断熱素材や、省エネ型空調、省エネ型照明等の省エネ設備（家庭用については高効率給湯器のみ対象）を大規模に導入する地域協議会の事業**



● 民生用小型風力発電システム

一般住宅等に対して、2～3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した、市街地にも設置できる**小型風力発電システム**を地域にまとめて、**導入する地域協議会の事業**



● 家庭用等の小型燃料電池

一般住宅等に対して、**家庭用小型燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）**を地域にまとめて**導入する地域協議会の事業**

● 電圧調整装置

温暖化対策診断等の結果により重点的な省エネが必要とされる者（一般家庭等）を対象に、確実に温室効果ガスの削減効果の見込める電圧調整装置を計画的に導入するものであること。なお、この機器は以下の要件を全て満たしているものであることを確認すること。

- ① 電氣的ノイズ対策として、ノイズ対策基準VCCIクラスB（情報処理装置等電波障害自主規制協議会の自主規制基準）に適合していること。
- ② 機器の総合効率が定格で概ね99%以上であること。
- ③ 設置者の受電電力に対応したものであること。
- ④ 供給電圧が100V（又は200V）より低下した場合においても、機器により制御された電圧が供給電圧又は96V（供給電圧が200Vのときは184V）のいずれか小さい方よりも低くならないこと。
- ⑤ 電気供給約款に反した使用を目的としたものでないこと。（例えば、電力会社から三相200Vで供給された電圧の一相を電灯回路への供給を目的に調整する等）
- ⑥ 騒音を発生しないこと。
- ⑦ 電圧の変動に対する制御の時間遅れが少ないこと。（20ms以下程度）
- ⑧ 電気用品安全法技術基準に規定する「その他の家庭機器用変圧器」（2次電圧変動特性、2次短絡電流特性、機械的強度を除く。）と同等以上の安全性を有するものであること。

委託・補助内容

1. 補助対象者：民間団体（地域協議会の構成員）

本事業の対象者は、導入する設備の取得財産等管理台帳を備えて管理を行う、地域協議会又は事業者となります。

ただし、都道府県地球温暖化防止推進センターが事務局を行う地域協議会で、かつ対策設備等の所有者（設置者）が地域協議会の構成員たる法人格を有する団体である場合など、地域協議会が補助事業者として、善管義務を将来にわたって十分に発揮出来ると判断されるケースについては、例外的に補助対象者と導入設備等の所有者（管理者）の一致しない場合においても、地域協議会を補助事業者として申請を受け付けるものとします。

2. 補助対象設備・事業

複層ガラス等省エネ資材、民生用小型風力発電システム、家庭用等の小型燃料電池、電圧調整装置の導入事業

3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/3※	2/3

※複層ガラス等省エネ資材については従来品との差額の1/3

4. その他

具体的な施設整備等の事業の対象は一般家庭、民間事業者等であるため、地域協議会には、事業の取りまとめの役割が期待されています。例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、とりまとめの役割を中心に担い、その他の構成員（地方公共団体、住民、NGO、NPO、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることが円滑な事業実施に有効であると考えられます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、補助の対象となる一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません。

地球温暖化対策地域協議会とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していませんが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれます。

平成18年10月1日現在、全国で159の地域協議会が存在する。なお、地域協議会に関するガイドラインなど詳細は環境省ホームページを参照。

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

19' 予算額21.17億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

(1) 廃棄物発電施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上の発電効率を有するもの
- ③ 売電先又は電気利用先が確定しているもの

(2) 廃棄物熱供給施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上の熱供給量を有するもの
- ③ 隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
- ④ 熱利用先が確定しているもの

(3) 廃棄物燃料製造施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
- ③ 製造される燃料の利用先が確定しているもの

(4) ごみ発電ネットワーク事業

- ① ごみ発電を主たる電源とする特定電気事業者等が行うもの
- ② 発電量及び効率を一定以上増加及び向上させるもの
- ③ 電源となるごみ発電施設及び売電先又は電気利用先が確定しているもの
- ④ ただし、電源となるごみ発電施設数の拡大を前提とするもの

(5) 熱輸送システム事業

- ① 廃棄物焼却施設を主たる熱源とする熱供給事業者が行うもの
- ② 一定以上の熱エネルギー利用があるもの
- ③ 熱源となる廃棄物焼却施設及び熱利用先が確定しているもの

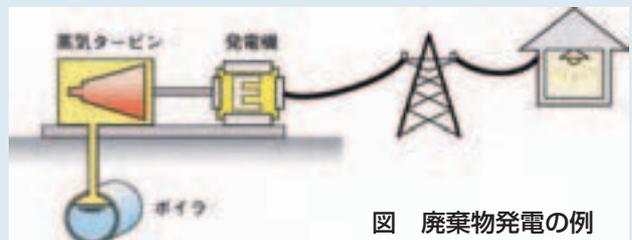


図 廃棄物発電の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象施設・事業

- (1) 原則として廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。
(設置許可が必要なものに限る。)
- (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
- (3) 事業者の取組として先進的なもの
- (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合

- (1) 事業内容の(1)～(3)について
補助金交付額は、施設の^{そとう}高効率化に伴う増高費用です。
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。)

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3 (最大)	2/3

- (2) 事業内容の(4)及び(5)について
補助金交付額は、補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/2 (最大)	1/2

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額30億円 (新規分)

目的・意義

この補助事業は、**自主参加型の国内排出量取引制度**を実施するためのものです。

自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備導入への補助により支援**することによって、追加的な削減努力を引き出すことを目的としています。

特に、①**設備補助**（採択に当たっては費用効率性を重視）、②**削減量の自主的な約束**、③**排出枠の取引**（柔軟性措置）の3つをセットにすることにより、費用効率のかつ確実な削減を実現しようとするものです。

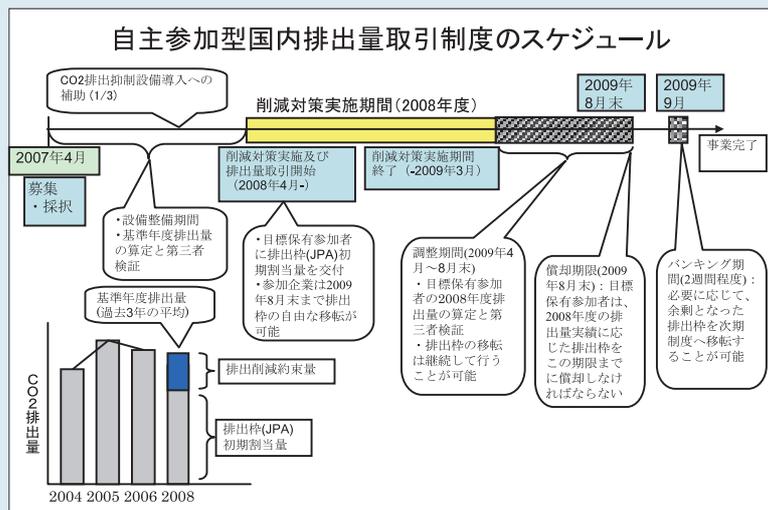
事業内容

自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備の導入への補助**を行います。補助申請に当たっては、**目標とする削減量を申告していただき、補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者を優先的に採択**することを原則とします。参加は、工場・事業場単位です。

補助事業者には、**平成19年度**において、**設備を整備**いただくとともに、**基準年度の排出量**（平成16～平成18年度の平均）を算定し、第三者による検証を受けていただきます。

平成20年度においては、整備した設備を活用し、**排出削減に取り組んでいただきます**。平成20年4月に、補助事業者には「**基準年度排出量－排出削減約束量**」の**排出枠が交付**され、これは取引可能なものです。

平成20年度終了後、補助事業者は、平成20年度のCO₂排出量を算定し、第三者の検証を受けていただきます。補助事業者は、**平成20年度の排出量実績に応じた排出枠を環境省に提出いただく必要**があり、排出枠の提出量が足りない場合には、その割合に応じて補助金を返還いただく場合があります。提出する排出枠としては、他社から移転した排出枠や、CDMによるクレジット（CER）を使用することが可能です。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の整備
3. 負担割合



地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額8億円

目的・意義

地球温暖化対策技術を大規模かつ効率的に一般へ普及させるには、技術導入に対する直接補助だけでは限界があります。代エネ・省エネ等の技術普及を事業とする新たな地球温暖化対策ビジネスの育成を急ぐ必要があります。

本事業は、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る施設整備の経費及び地域パイロット事業の事業費を支援することにより、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進して、二酸化炭素排出量の着実な削減に寄与することを目的としています。

事業内容

ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業(パイロット事業)の事業費に対して補助します。

●事業の例

補助事業の対象となる地球温暖化対策ビジネスモデルとしては、例えば以下のような事業が考えられます。

新たなエネルギー供給サービス事業

・ガス圧力エネルギー回収発電事業

いままで利用されていなかった都市ガスを減圧する際の圧力差(圧力エネルギー)を利用して発電する。

・トラックへの電源供給サービス事業

トラックステーションでのトラックアイドリング防止対策として、駐車中のトラックに電力を供給し、運転室内の冷暖房を行う。

・水道圧の減圧を利用した発電事業

水道供給時に水道圧の減圧によって生じ、これまで未利用であったエネルギーを利用して発電を行う。

補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象事業

本格的なビジネス展開を図るに当たって必要であり核となる技術に係る地域パイロット事業、設備整備

3. 負担割合



総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額7.5億円

目的・意義

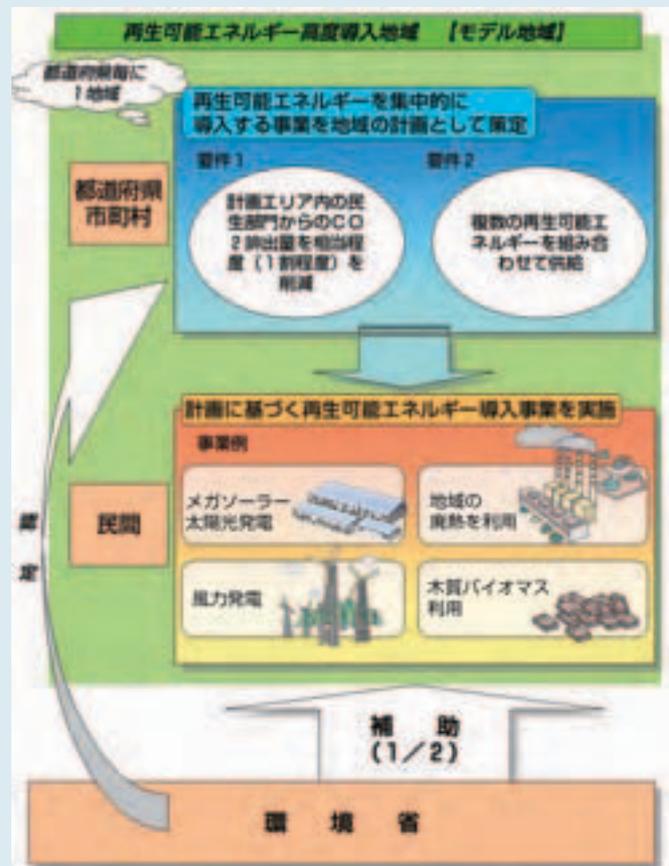
京都議定書目標達成計画に沿って、地域の特色あるエネルギー資源を効率的にその地域で地産地消し、CO₂削減を地域全体で効率的に実現するモデル地域を整備するため、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援します。

本事業は、目標達成計画に国の施策として位置づけられた再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備に係る補助として、再生可能エネルギーを製造・供給する施設整備を行う事業者を支援し、もって、再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域を拠点として、先進的な取組を全国的に伝播し、再生可能エネルギー導入の拡大につなげるものです。

事業内容

再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアの二酸化炭素を相当程度（民生部門の10%）削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入する計画として認定します。そして、当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助します。

当該事業は環境省と経済産業省で連携し、計画の認定を共同で行います。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：再生可能エネルギーの高度導入のための施設整備事業
3. 負担割合：

← 総事業費 →	
環境省 1/2	民間団体 1/2

業務部門二酸化炭素削減モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額2.5億円

目的・意義

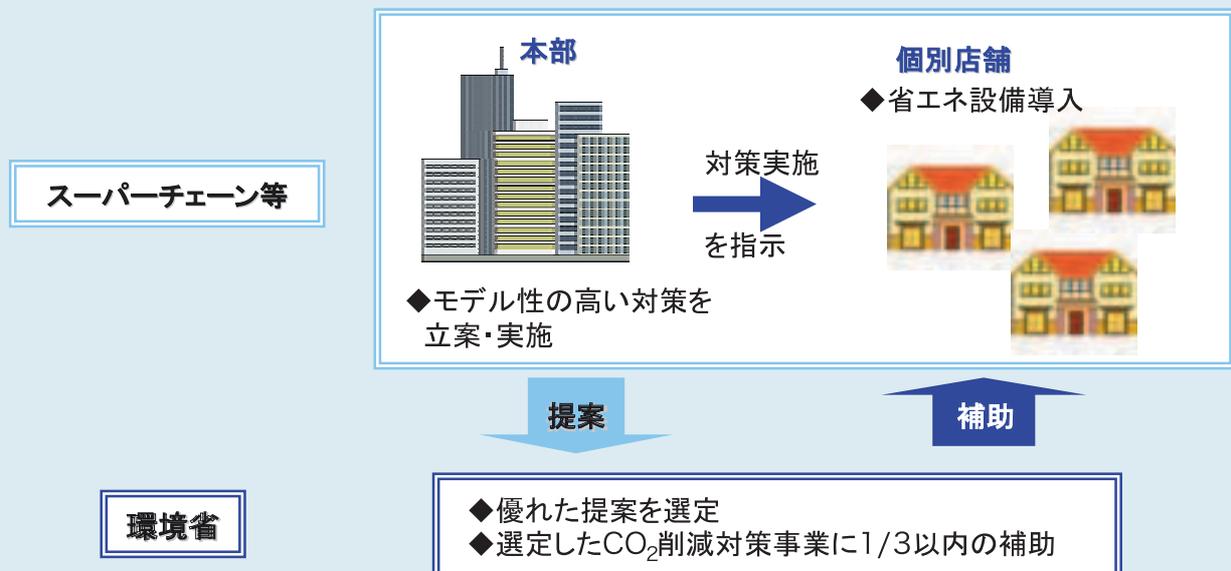
京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、温室効果ガス排出量が増加している業務
その他部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。特に省エネ法の
対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっています。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減
を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促します。

事業内容

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優
れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助します。

対策普及の水平展開や同業種への波及ができるよう、フランチャイズチェーン方式などの組織で行う事業
や、地下街・商店街など複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成19年度は、スーパ
ーチェーン、テナントビル等（18年度実施の事業者を除く外食産業チェーンを含む）からの提案による事
業を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：中小規模の業務用施設等への省エネ施設等の導入事業
3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

(担当：地球環境局フロン等対策推進室)

19' 予算額2億円

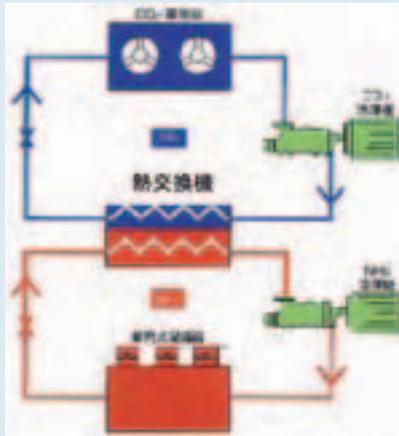
目的・意義

冷凍倉庫や冷凍食品製造等に用いられる冷凍装置は、一般的に常時エネルギーを大量に消費する装置ですが、近年、自然冷媒（すなわちノンフロン冷媒）を用い、しかも従来製品よりも省エネルギーとなる冷凍装置が開発されています。こうした冷凍装置の普及は、**エネルギー起源CO₂の削減のみならず、フロンによる温室効果の削減にもつながるため、補助を行うことにより省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置を普及させることを目的とした事業です。**

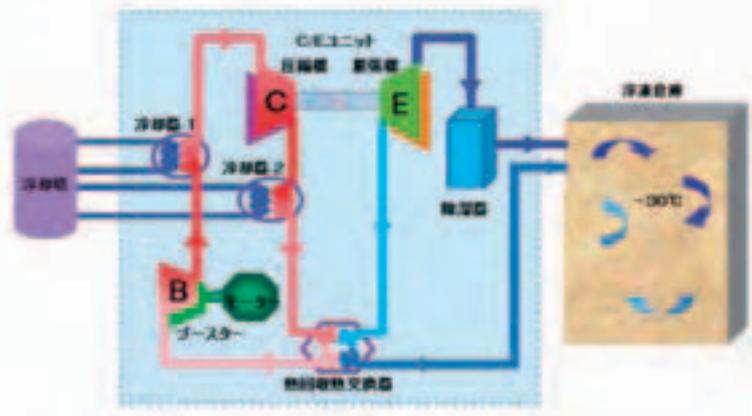
また、事業実施者は、本事業による温室効果ガスの削減量を把握し、効果を広報することとしており、それにより同装置のさらなる普及が期待されます。

事業内容

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に対して補助を行います。省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置として、例えば次のようなものが開発されています。



NH3-CO₂冷凍装置の例



空気冷媒冷凍装置の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業
既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒冷凍装置を導入する事業
3. 負担割合



※自然冷媒冷凍装置の導入費用とフロン冷媒冷凍装置導入費用の差額（注）の1/3を補助します。
（注）撤去する既存施設の残存価額を加算することができます。

街区まるごとCO₂20%削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額6億円

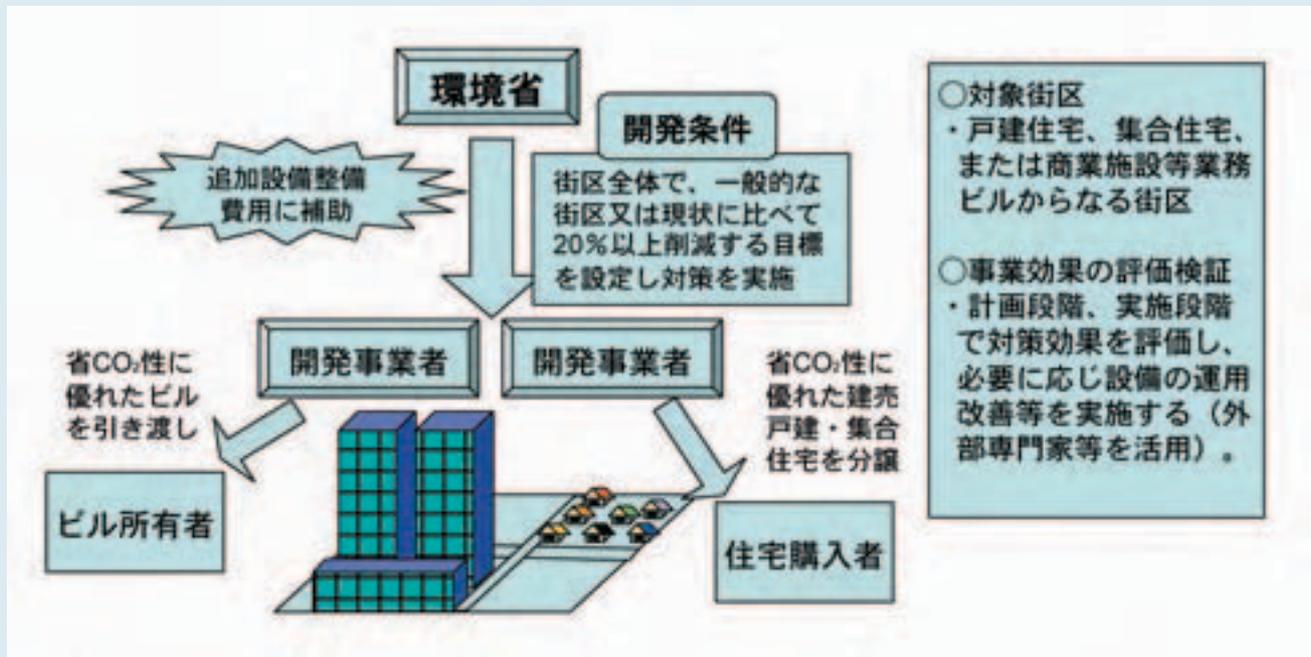
目的・意義

京都議定書目標達成計画において定められた民生部門のエネルギー起源CO₂の削減の目標の目安は、2010年におよそ20%削減しなければならないとして、「面」・「ネットワーク」対策を取り入れることが必要とされています。

そこで、新規市街地開発や再開発などが行われる面的な広がりをもった一定のエリアにおいて、複数の建物を一体のものとして街区全体のCO₂排出を削減する対策を導入し、単なる点である個別の対策の集積では得られないCO₂削減をもたらすモデル事業を行います。

事業内容

大規模宅地開発などの機会をとらえ、デベロッパー、地権者、自治体等の関係者が協調し、CO₂の大幅な削減を見込める対策をエリア全体、複合建物で導入し、街区等のエリアをまるごと省CO₂化する面的対策を行う事業に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：街区開発を行う民間団体
2. 補助対象事業：CO₂削減に要する追加的設備の整備
3. 負担割合：

※事業効果の評価検証については、民間団体に委託して実施

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

メガワットソーラー共同利用モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額4億円

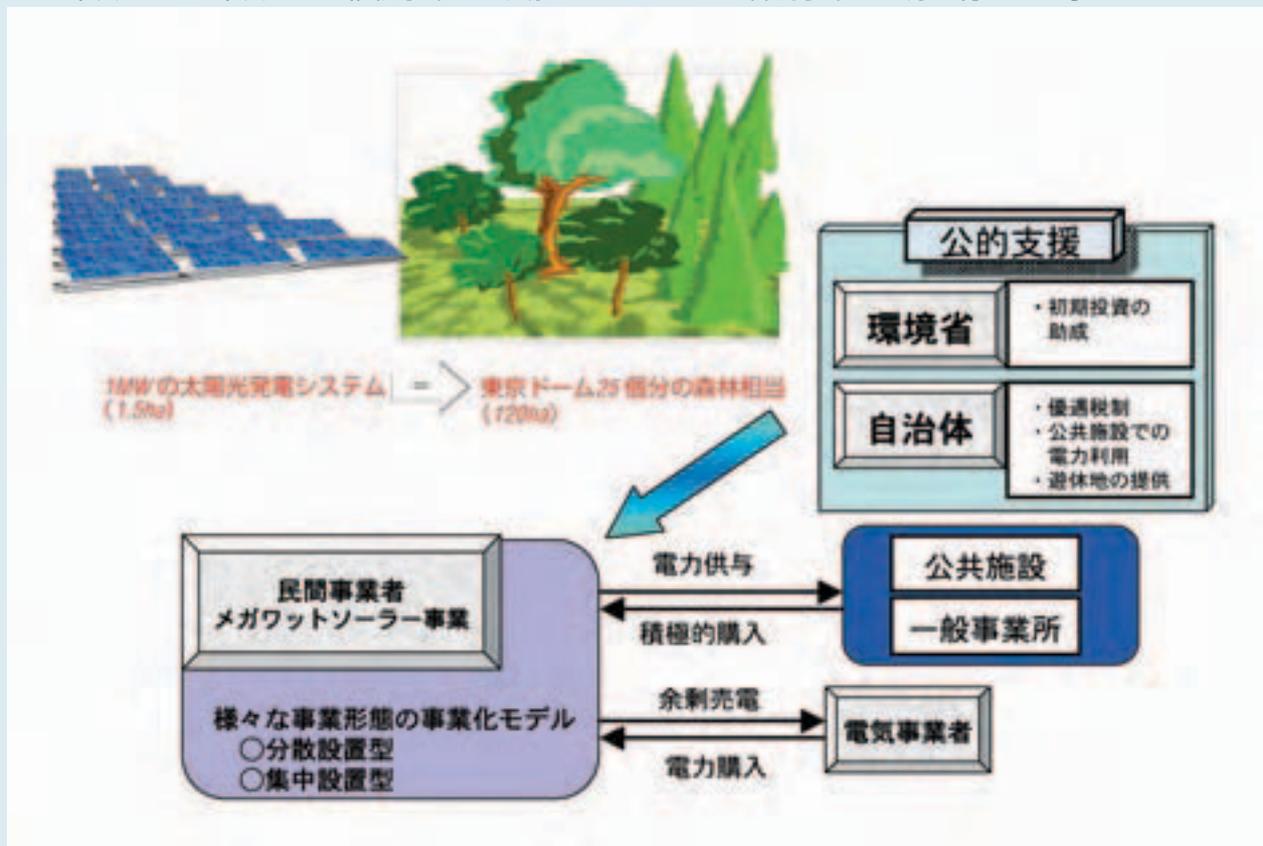
目的・意義

地域での共同利用に根ざした1,000kW級の太陽光発電システム（メガワットソーラー）をモデル的に立ち上げ、多様なメガワットソーラー事業の可能性を示すことにより、全国的な導入拡大を図り、事業用太陽光発電のさらなる普及促進を図ります。

事業内容

地域での共同利用を前提とし、メガワットソーラーを事業化しようとする事業者を募集し、導入する太陽光発電システム整備に対して補助します。

19年度は、18年度からの継続事業のみ実施することとし、新規事業の公募は行わない予定です。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー整備事業者（事業化の年次計画を有する者）
3. 負担割合：40万円/kWを上限とする定額補助

クールシティ中枢街区パイロット事業

(担当：水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室)

19' 予算額7億円

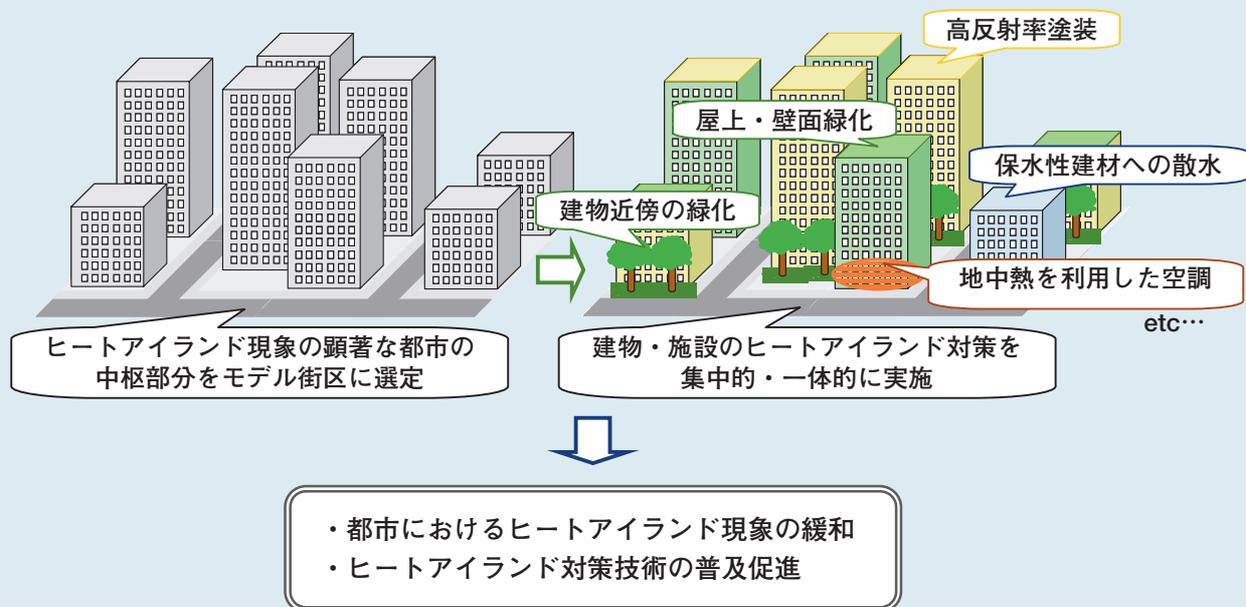
目的・意義

京都議定書目標達成計画（平成17年4月）において「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO₂化」が盛り込まれるなど、都市の中心部において、CO₂排出量の削減を図りつつヒートアイランド現象を緩和することは緊急の課題となっています。

そこで、ヒートアイランド現象の顕著な都市の中枢部において、ヒートアイランド対策を通じた省CO₂化の普及促進を図るため、注目度の高いと考えられる街区に対し、都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策を複数組み合わせ合わせた集中的なモデル事業を行います。

事業内容

ヒートアイランド現象の顕著な都市の中枢部分のなかでも、注目度の高いと考えられるモデル街区を公募により数カ所選定したうえで、モデル街区内のオフィスビルなど民間の建物や施設において、都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策を集中的に導入する事業に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：モデル街区区内における都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策の導入事業
3. 負担割合：追加的設備費用の1/2

総事業費	
環境省 1/2	民間団体 1/2

省CO₂型都市づくりのための面的対策推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額2.5億円

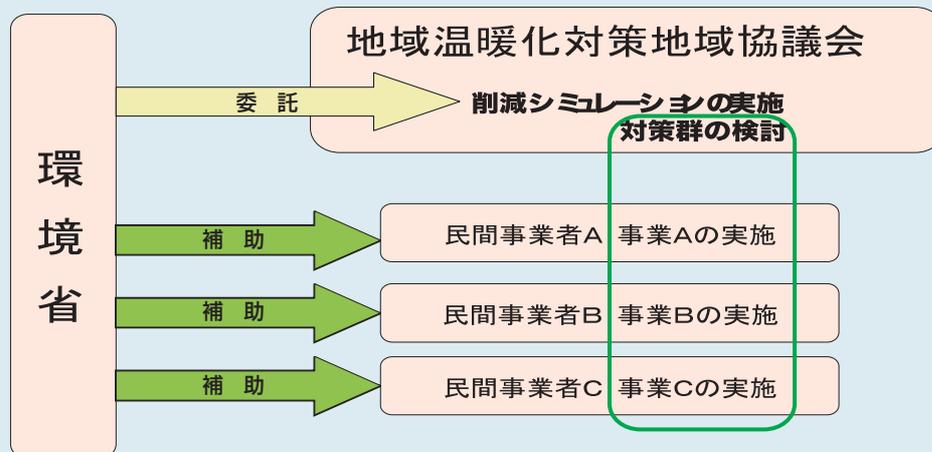
目的・意義

京都議定書目標達成計画において、都市構造や交通システムの見直しなど「面」・「ネットワーク」対策の重要性が謳われています。また、平成18年版の環境白書においては、拡散した都市ほど一人当たりのCO₂排出量が多く、都市のCO₂排出量の削減のためには、集約型の都市構造の構築が重要であると指摘されています。

そこで、集約型都市構造の構築のため必要な、自動車交通需要の抑制、公共交通の活性化、土地利用政策との連携策等の施策について、CO₂排出量削減シミュレーションの実施及びモデル事業を行います。

事業内容

多様な主体（地方公共団体、大規模事業所・集客施設、学校、商店街、交通事業者、NPO 等）が参画する地球温暖化対策地域協議会において、当該地域の事情を勘案しつつ、集約型都市構造に向けたCO₂排出量削減シミュレーション及び事業所などが実施する自動車交通需要を抑制するための施策、事業所・集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進策等について、協議を行います。その協議の結果に基づき、民間事業者等が、削減シミュレーションや各事業の実施を行い、その費用について補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：省CO₂型都市づくりに係る事業
3. 負担割合：委託、補助（1/2）

自動車使用合理化推進事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

19' 予算額1.3億円

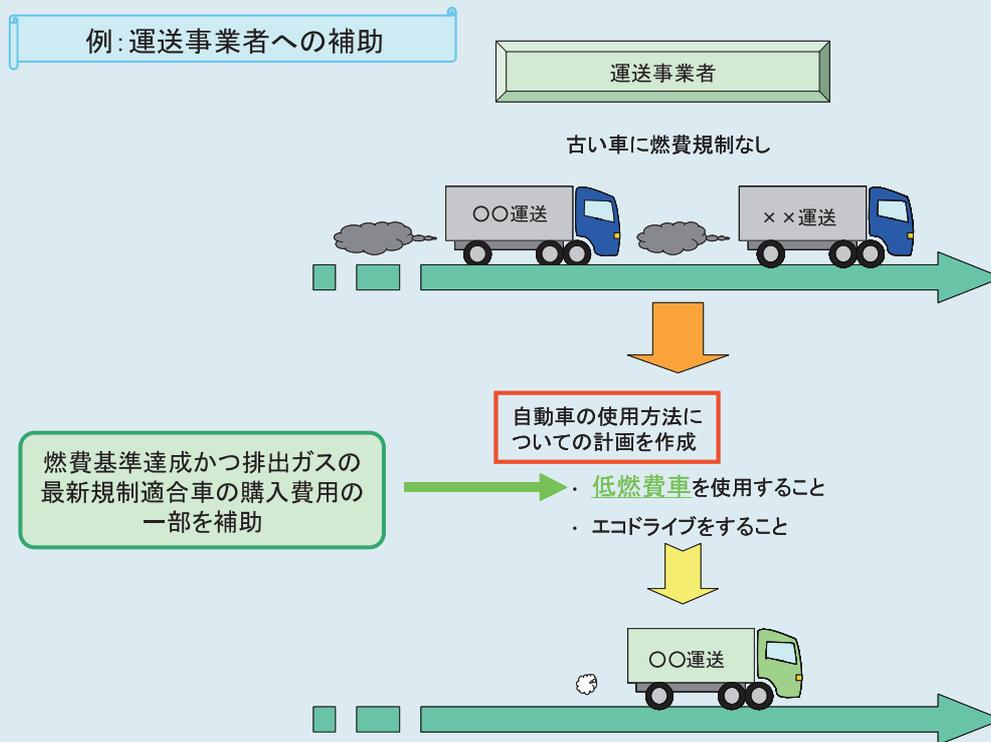
目的・意義

京都議定書における約束である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するためには、CO₂の排出量の寄与割合が大きく、増加が著しい運輸部門における実効性かつ即効性のある対策が不可欠です。運輸部門から排出されるCO₂のうち約35%はトラック・バスから排出されるものであることから、CO₂の排出量を削減するためには、自動車の中でも、特に、トラック・バスの燃費を改善することが重要です。

そのため、運送事業者等によるCO₂等の排出量の削減に関する自主的な取組を促進し、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスの普及を図ることにより、大気中に排出されるCO₂、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の量を削減することを目的とした事業です。

事業内容

運送事業者等は、その事業に係るCO₂等の排出量の削減のための計画を作成し、環境省が認定をします。その計画に基づき、運送事業者等が、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスを導入するに際し、車両購入費について補助を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：運送事業者等
2. 補助対象事業：事業者が作成した計画に基づき、燃費基準適合かつ排出ガスの最新規制適合車を購入するもの
3. 負担割合：通常車両価格との差額の1/2

エコ燃料利用促進補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額8億円

目的・意義

運輸部門・業務部門における新エネルギー導入の柱であるバイオマス由来燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、**バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備**を行う事業者を支援します。

事業内容

エコ燃料製造やその利用に必要な設備整備等を含む以下の事業を行う民間団体等に対し、**必要な事業費の一部を補助**します（図中の赤枠で囲んだ設備整備等が補助対象に該当します）。

●事業の例

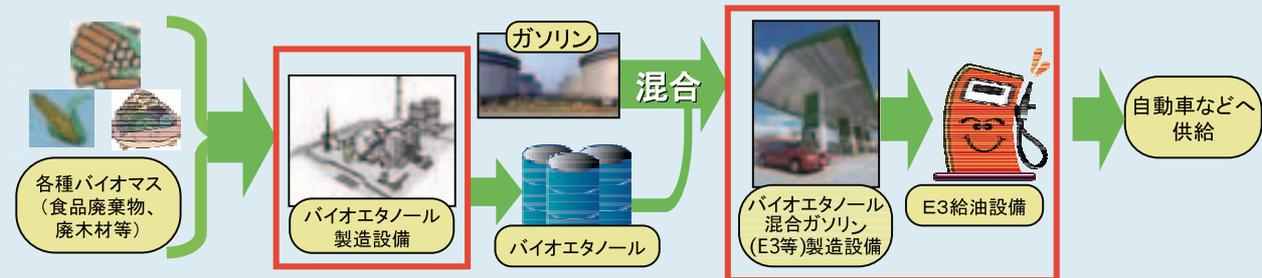
補助事業の対象となるエコ燃料利用に係る事業としては、例えば以下のような事業が考えられます。

(1) バイオエタノール製造事業

余剰農産物や廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。

(2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸事業者等が行うバイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備や、ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業。



(3) バイオディーゼル燃料（BDF）製造事業

廃食用油などから製造されるバイオディーゼル燃料（BDF）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するBDF製造設備を整備する事業。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体等
2. 補助対象事業：エコ燃料の製造・利用に係る設備整備等を行う事業
3. 負担割合：



CDM/JI事業調査

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額6.7億円

目的・意義

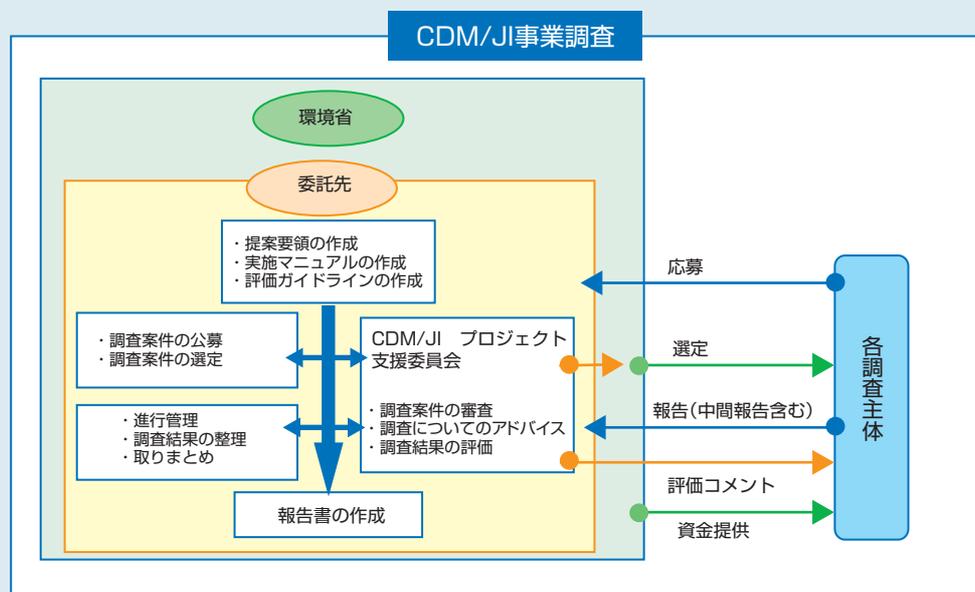
CDM/JIは、温室効果ガス削減プロジェクトの実施を通じて、途上国・市場経済移行国のCO₂排出削減等を支援する国際貢献であるとともに、我が国のクレジットの取得につながり、京都議定書の約束達成にも資するものです。

本委託事業では、具体的なプロジェクトを発掘し、その実現可能性を調査するとともに、我が国民間事業者がCDM/JI事業に参画することを促進します。

事業内容

調査案件を公募し、CDM/JIプロジェクトとしての実現可能性の調査（フィージビリティ・スタディ）を行います。調査の実施手順としては、現地調査を行った上、排出削減見込み量を試算し、プロジェクト設計書（PDD）を作成します。

応募された案件は、CDM/JIプロジェクト支援委員会によって審査され、高い事業実施可能性が認められたものが採択されます。採択案件については、上記調査に取り組み、その後CDM/JIプロジェクトの事業化へとつなげていきます。また、今後の新たな事業案件の発掘にも貢献できるよう、調査結果は広く一般に公表します。



今後のCDM/JI
事業への活用

これに加えて、19年度はアジア諸国における太陽光エネルギー・バイオマスなどの石油代替エネルギー利用設備や省エネ機器の導入に係るプログラムCDMについて、導入可能性や導入シナリオをまとめた「グランドデザイン」を策定するとともに、具体的なCDM事業の実現可能性調査を行います。

委託内容

1. 委託対象者：民間団体（CDM/JIについて具体的なプロジェクトの調査を行うことのできる団体）
2. 委託内容：CDM/JI事業調査

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

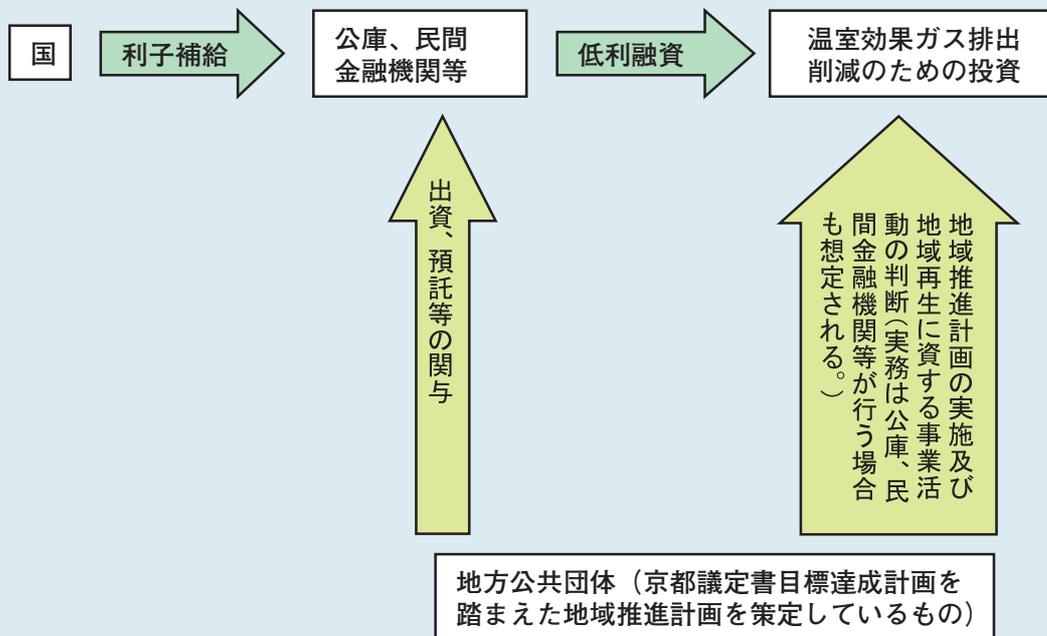
19' 予算額0.85億円

目的・意義

京都議定書の目標達成のため、地方公共団体においても温室効果ガス削減のための推進計画が策定されています。この推進計画を進めるためには、民間事業者によって必要な設備投資等が行われる必要があります。この事業により、民間の知恵と活力が発揮され、先進的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する事業活動が、低利の融資を受けて実施されます。

事業内容

地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域再生に資する事業に対して低利融資を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入との差額の2分の1（1%分を上限とする。）について利子補給を行う。



コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

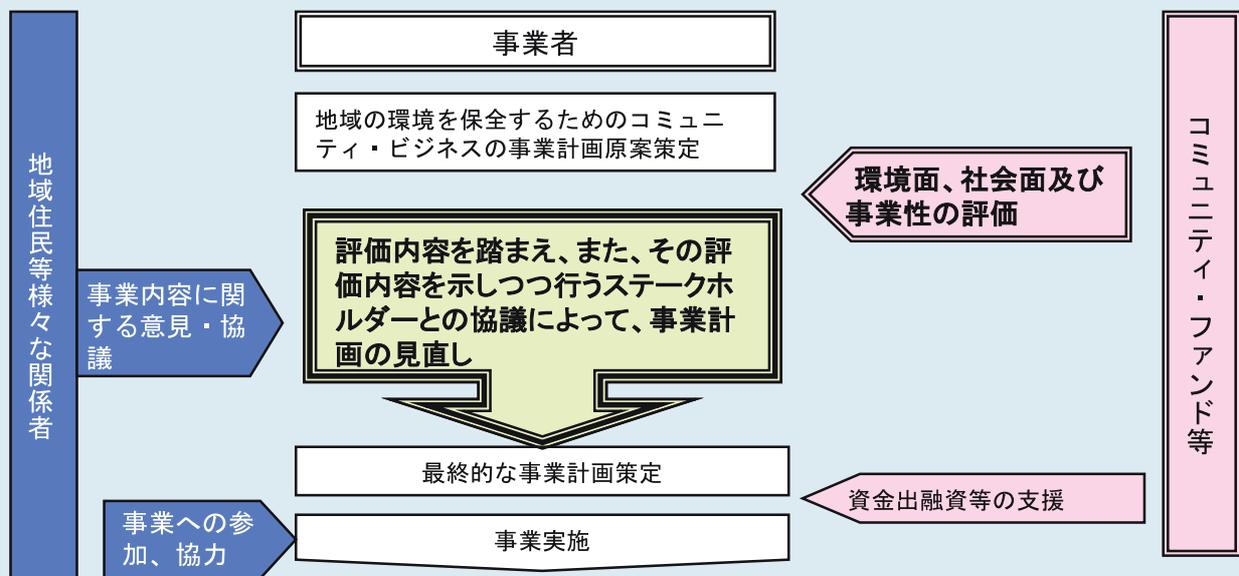
19' 予算額0.5億円

目的・意義

「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」のためには、地域において、地域コミュニティの力で環境を保全する事業が行われることが必要です。そのためには、事業計画に対して、外部から、環境面や社会面、さらには経済面を含めた事業の持続可能性を評価し、価値の高いものを支援するコミュニティ・ファンド等と協力し、その評価内容を十分に活かして事業を進めることが望まれます。この評価内容の有効活用の過程について、モデル事業として支援を行い、その在り方を明らかにします。

事業内容

事業者が、コミュニティ・ファンド等から環境面等の評価を受け、当該評価を活用しつつ、地域住民等ステークホルダーと協議しつつ事業計画を見直していく作業についてモデル事業として支援を行う。



ソーラー・マイレージクラブ事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19'予算額0.35億円

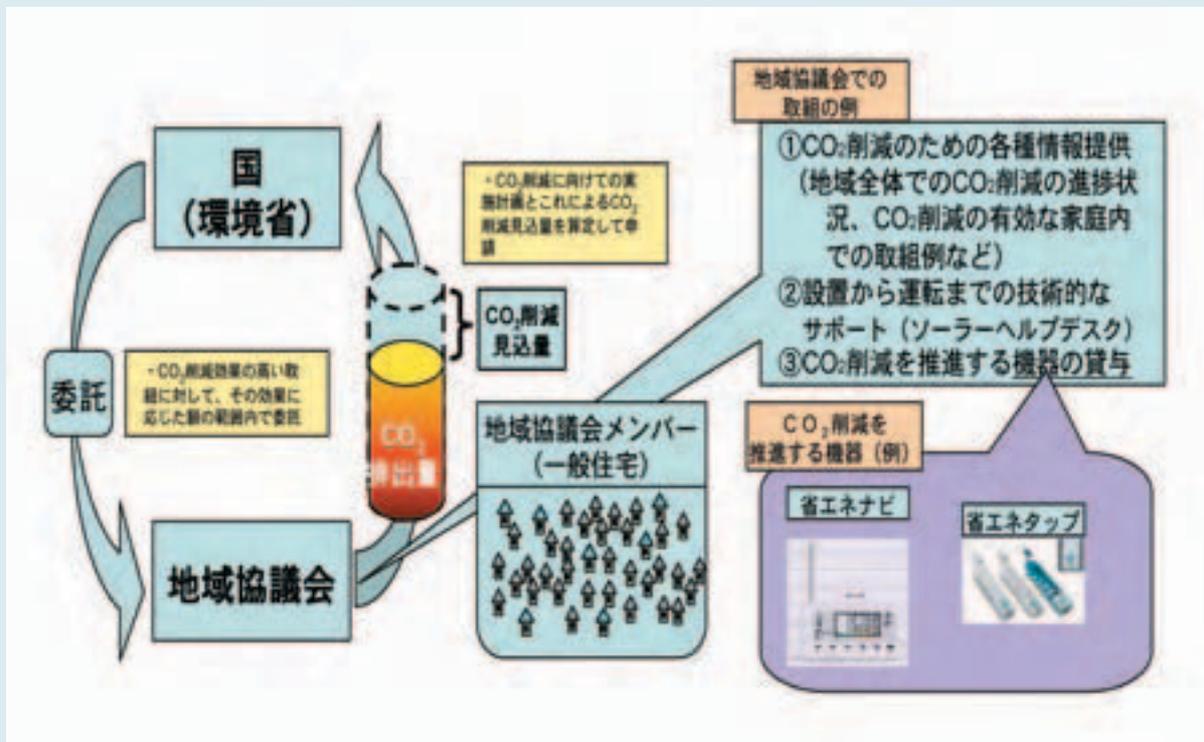
目的・意義

住宅における太陽光発電等の省CO₂設備等の積極的な導入によるCO₂削減を奨励する普及啓発活動・情報基盤整備を地域協議会等に委託して実施し、もって、地域における太陽光発電等の普及促進、及びそれを通じた面的な省CO₂対策を推進します。

事業内容

(1) 地域協議会による普及啓発事業

家庭部門におけるCO₂排出量削減を進めるため、太陽光発電設備等の導入によるCO₂削減を奨励する普及啓発事業を地域協議会に委託して実施し、これにより地域ぐるみで面的な省CO₂対策を進めます。事業については公募を行い、その内容を勧案し委託協議会を選定します。



(2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業

実際に太陽光発電等を導入した住宅におけるCO₂削減効果に関するデータの収集解析を実施し、太陽光発電システム等の普及促進のための情報整備を行う事業を委託して実施し、地域協議会による普及啓発事業と併せて情報の共有・充実を図ります。

委託内容

1. 委託対象者 (1) 普及啓発事業：地域協議会 (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業：民間団体
2. 対象事業 (1) 普及啓発事業 家庭部門におけるCO₂削減を奨励する普及啓発事業 (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業 太陽光発電システム等の普及促進情報整備事業

主体間連携モデル推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

19' 予算額5.35億円

目的・意義

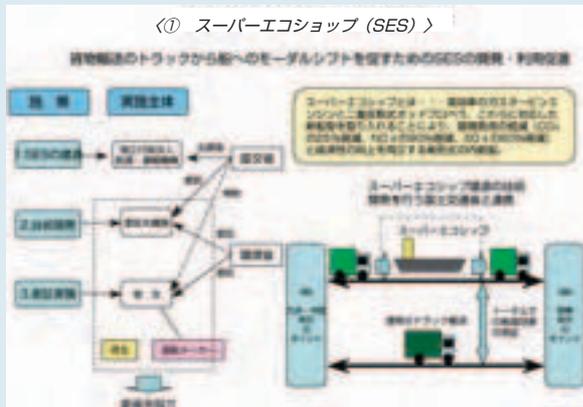
排出量が増大している民生・運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策は、省エネ製品のメーカー・販売会社や公共交通機関などの供給サイドと消費者・ユーザーなどの需要サイドの取組の間にミスマッチがあると、十分な対策の効果が発揮されないという性格を有するものが多くあります。そこで、**メーカー、販売店、消費者など複数の主体が連携して対策効果を発揮できるような効果的な取組を行うモデル事業を、各省連携により推進し、具体的な成功事例を創出することにより、他の地域への幅広い普及を図ります。**

事業内容

運輸部門、業務部門、家庭部門で複数の主体が連携して実施する代エネ・省エネ事業として以下の5つのメニューを設けて公募し、これを第三者評価委員会で選定・採択し、採択した事業をモデル事業として民間企業等へ委託して行います。

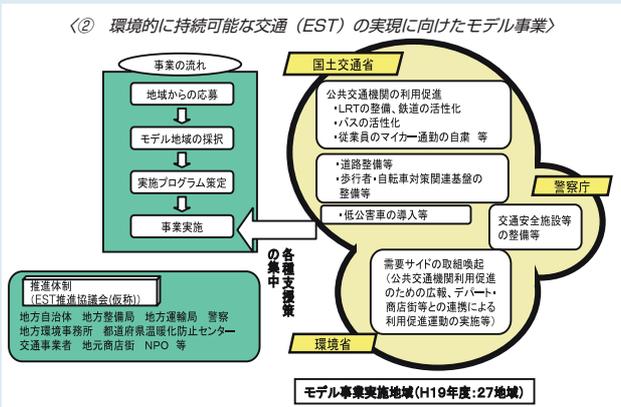
1 スーパーエコシップ(SES)の実証事業 (国土交通省との連携事業)

荷主と造船メーカーの連携により、貨物輸送のトラックからスーパーエコシップ (SES：通常の船より約25%のCO2排出量削減が期待される新型船) への**モダリティシフトを促すモデル事業**を実施します。具体的には、スーパーエコシップの技術開発・実証実験を、荷主や造船メーカー等との連携のもとに行います。



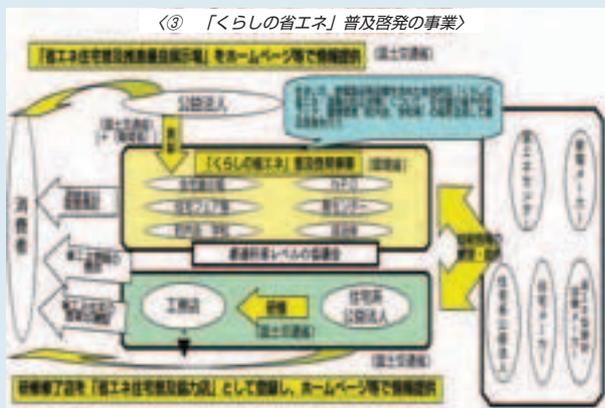
2 環境的に持続可能な交通 (EST) モデル事業 (国土交通省、警察庁との連携事業)

環境的に持続可能な交通 (EST：Environmentally Sustainable Transport) の実現を目指す先進的な地域として、国土交通省が公募し選定したESTモデル事業の実施地域において、各地域のEST普及推進協議会との連携により、公共交通機関の利用促進のための広報や地元商店街との連携による利用促進運動の実施などを通じてCO2排出削減に向けた需要者サイドの意識啓発を行うモデル事業を実施します。



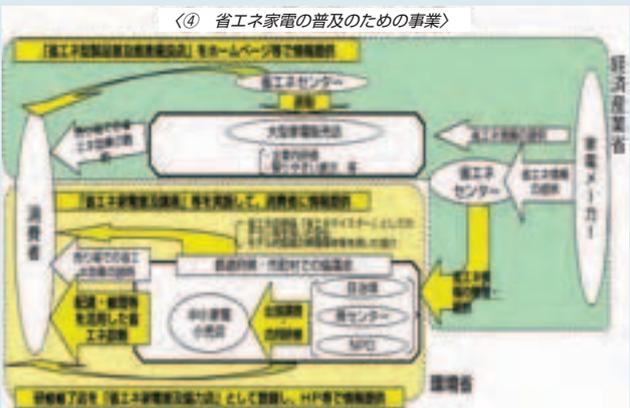
3 暮らしの省エネ (省エネ住宅) 普及啓発事業 (国土交通省との連携事業)

住宅メーカー、工務店、都道府県センター等の連携により、住宅展示場、住宅フェアなどの場を活用して、**省エネ住宅、省エネリフォーム、太陽光発電、高効率給湯器などの代エネ・省エネ住宅設備の普及啓発を行うモデル事業**を実施します。



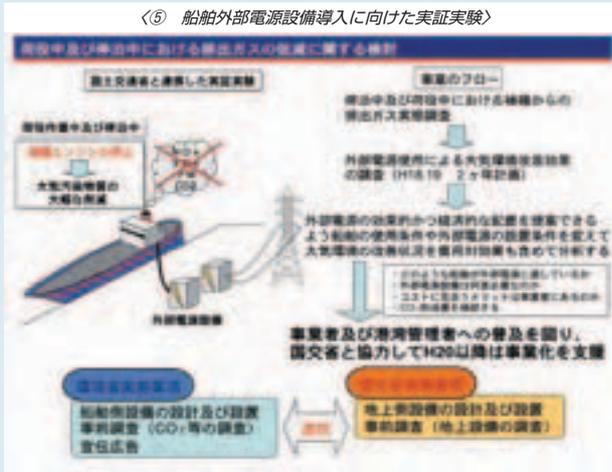
4 省エネ家電の普及啓発事業 (経済産業省との連携事業)

家電小売店、都道府県センター、NGO等との連携により、中小家電小売店対象の**講習・研修の実施や消費者への情報提供などの省エネ型製品の普及を促すモデル事業**を実施します。



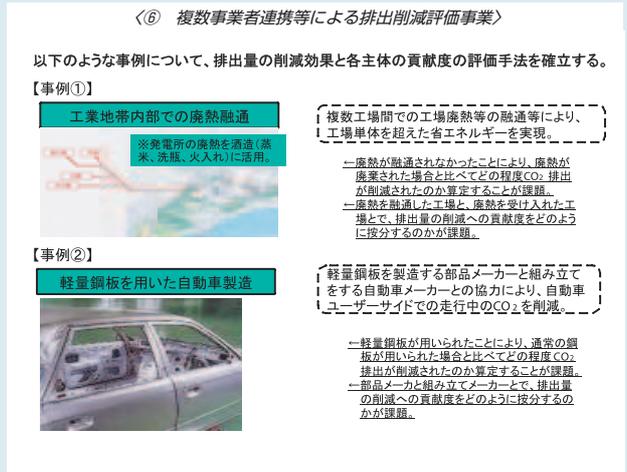
5 船舶外部電源設備導入に向けた実証実験 (国土交通省との連携事業)

船舶外部の電源設備から船舶補機エンジンに電気を供給することにより、停泊中及び荷役中における補機エンジンからの排出ガスを低減し、温暖化対策と大気環境の改善を促すモデル事業を実施します。



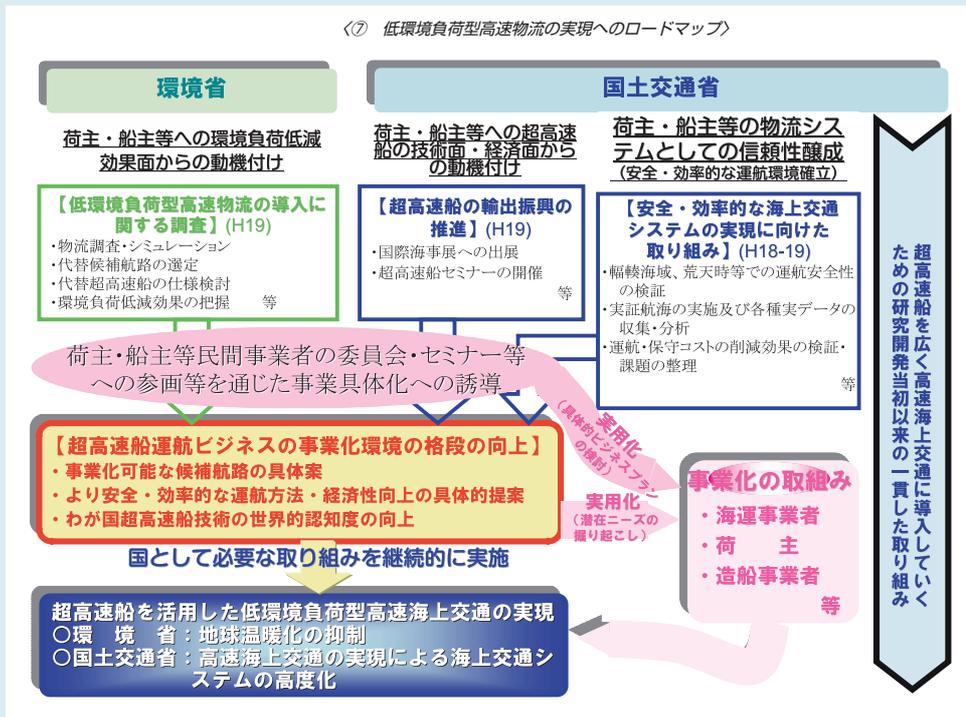
6 複数事業者連携等による排出削減対策評価事業

温室効果ガスの排出が製品やエネルギー等の全体のライフサイクルの連関の中でどのようになっているかを定量的に把握し、データベース化した上で、関係する各主体の取組について、プロセス全体の中での削減効果を定量的に評価するための手法を確立します。



7 低環境負荷型高速物流の導入に関する評価事業 (国土交通省との連携事業)

超高速船を利用した低環境負荷型高速物流の実現に向けて、超高速船を用いた航空輸送等からの代替サービスが実現可能な航路、その際に使用される超高速船の仕様を検討し、低環境負荷型高速物流の導入を進めるための方策とその効果に関する評価事業を実施します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 委託内容：上記に掲げた省エネ・代エネ対策のためのモデル事業

風力発電施設に係る適正整備推進事業

(担当：自然環境局野生生物課)

19'予算額2.3億円

目的・意義

京都議定書目標達成計画において、新エネルギー対策の一つとして風力発電のより一層の導入が求められています。一方、風力発電については、鳥類が風車のブレードに衝突して死亡する事故（バードストライク）が生じており、風力発電施設設置の適否判断が長引く問題が生じています。

このような状況において風力発電の推進を図るためには、野生生物保護と両立するための適切な配慮を実施することができるようにする必要があります。

このため、バードストライクの各種防止策を検討しその効果を実証するとともに、立地適正化のマニュアル作成等を行い、事業者が適切な配慮策を実施するための負担軽減を図ります。

事業内容

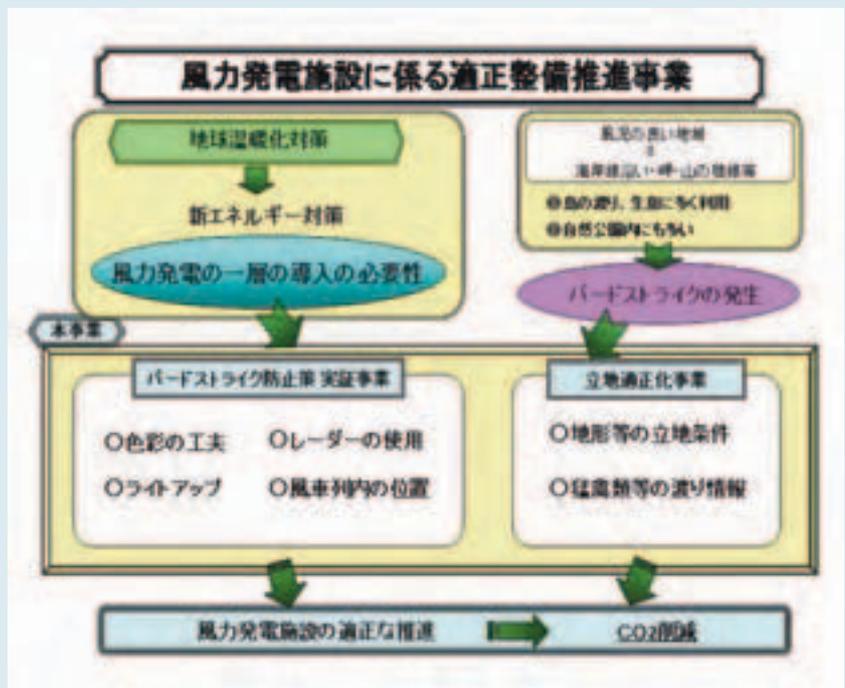
(1) バードストライク防止策実証事業

ブレードへの色彩塗装や風車のライトアップを行い、バードストライク防止について効果を実証します。

また、鳥類の接近状況に応じてバードストライク防止措置を講じるため、レーダーを用いた鳥類の接近状況の観測技術などを実証します。

(2) 立地適正化マニュアル作成事業

地形等の立地条件による衝突数の差の分析や、猛禽類の渡り経路の把握を行います。これをもとに、風力発電施設の立地の適正化のためのマニュアルを作成します。



委託内容

1. 委託対象者 民間団体
2. 対象事業 (1) バードストライク防止策実証事業
(2) 立地適正化マニュアル作成事業

地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

19' 予算額33億円

目的・意義

更なる温室効果ガス削減のためには、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠です。そこで、実用的な温暖化対策技術の開発について、公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行います。

事業内容

以下の技術開発分野ごとに実用的な温暖化対策技術の開発について、**優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する民間企業等を公募により選定し、委託又は補助して行います。**

1. 省エネ対策技術実用化開発【委託】

省エネ対策技術の実用化を目指した**先導性・先見性が高い技術開発・実証**を行います。

- (1) 重点テーマ 「家庭における消費エネルギーの総合的な低減のための情報システム技術及びエネルギー管理技術の開発」
- (2) 自由提案
(1)のほか、例えば、住宅やビルにおける効果的な有意義、有望な省エネ対策技術を対象とします。

2. 再生可能エネルギー導入技術実用化開発【委託】

再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した**先導性・先見性の高い技術開発・実証**を行います。

- (1) 重点テーマ 「草木質系バイオマスエネルギー利用技術、及び持続可能型地域バイオマス利用システム技術の開発」
「安全な革新的水素貯蔵・輸送技術の開発」
- (2) 自由提案
(1)のほか、再生可能エネルギーの利用拡大につながる有意義・有望な対策技術を対象とします。

3. 都市再生環境モデル技術開発【委託】

都市の特性を踏まえた**先導性・先見性が高い地球温暖化対策に係る技術開発・実証**を行います。

- (1) 重点テーマ 「エネルギーの面的利用で飛躍的な省エネの街を実現する都市システム技術の開発」
- (2) 自由提案
(1)のほか、都市再生につながる省エネ対策技術又は再生可能エネルギー導入技術に係る有意義・有望な地域モデルの技術開発・実証を対象とします。

4. 製品化技術開発【補助】

技術開発委託事業の成果等により**製品化が十分に期待出来る地球温暖化対策技術に係る技術開発**を行います。

- (1) 重点テーマ 「太陽熱を補助熱源とする住宅用ハイブリッド型給湯システムの製品化技術の開発」
- (2) 自由提案
新たな地球温暖化対策技術の製品化につながる有意義・有望な技術開発・実証を対象とします。

委託・補助内容

1. 対象者：民間企業、公的機関、大学等
2. 対象事業：実用的な温暖化対策技術開発
3. 負担割合：1.～3.については、国からの委託事業
- 4.については、総事業費の1/2を補助

← 総事業費 →	
環境省	民間団体等
1/2 (最大)	1/2

地球温暖化を防ぐ地域工コ整備事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

19' 予算額8.4億円

目的・意義

「環境と経済の好循環のまちモデル事業」は、**地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって環境と経済の好循環を生み出すまちづくり**に取り組んでいるモデル地域に対し、一般会計による事業とエネルギー対策特別会計による事業の双方一体とした支援を行っていくことにより、**環境保全をバネにしたまちづくりの成功例を広く国の内外に示し**、日本全体、さらには世界で環境と経済の好循環を生み出していくことを目的としています。

事業内容

1 概要

社会の要素も加味した環境と経済の好循環のまちづくりに向けた取組を推進するため、地域のまちづくり協議会に対して、下記2の委託事業を委託するとともに、下記3の交付金を交付し、**モデル事業を集中的に実施**します。モデル事業の環境、経済、社会の3つの側面の統合的な効果を把握、評価し、国の内外に情報を提供していきます。

※モデル地域の新規募集は平成18年度で終了いたしました。

2 委託事業の内容（一般会計による「地域工コ推進事業」（0.43億円）による委託）

モデル地域に対し、環境と経済の好循環のまちづくりのための、①具体的な**事業計画の策定**、②地域の各主体が連携する**協議体の活動**（例：協議会の開催、勉強会の開催、地域資源マップの作成等）、③事業計画に掲げる**ソフト事業**（例：消費者向けセミナーの開催）の実施、④事業の**効果の把握と評価**を委託します。

3 交付金事業の内容（特別会計による「地球温暖化を防ぐ地域工コ整備事業」による交付金の交付）

モデル地域に対し、環境と経済の好循環のまちづくり事業を進めるために必要となる**エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減のための石油代替エネルギー・省エネルギーに係る設備**の設置に要する費用に充てるための交付金を交付します。なお、国からの交付金を充てることのできる額は、事業計画に掲げる**個々の事業の事業費の3分の2が限度**となります。

（交付対象となる取組の例）

- ・ 風力発電設備の設置
- ・ 燃料電池、水素供給設備の設置
- ・ 建物の高断熱・遮熱化、複層ガラスの導入補助
- ・ 民生部門における石油代替エネルギー、省エネルギー機器等による二酸化炭素排出削減実証事業の実施
- ・ 木質ペレットストーブの導入等

委託・交付内容

1. 委託・交付金交付対象者

選定評価委員会によって選定されたモデル地域における協議会

2. 対象事業

(1) 委託事業

協議会の運営、具体的な事業計画の策定、セミナーなどの普及啓発事業等事業計画に掲げるソフト事業の実施、事業効果の把握・評価等

(2) 交付金事業

環境と経済の好循環のまちづくり事業を進めるために必要となる、代替エネルギー、省エネルギーに係る設備を設置するための以下に掲げる事業であって、環境保全の観点から、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果の高いもの。

- ① 協議会以外の者が行う設備設置事業に対して、当該協議会が行う助成事業
- ② 協議会が行う設備設置事業

3. 負担割合

2 (1) の事業については、国からの委託により実施します。

2 (2) の事業については、個々の設備設置事業の事業費の3分の2が限度となります。



4. 事業効果の報告と評価

- ① モデル地域からは、国において定める評価手法に関する基本的ガイドラインを踏まえて、事業1年目終了時に、効果の測定・評価手法について報告をしていただきます。
- ② また、事業実施の2年目終了時及び事業完了時には、地域において事業による効果の測定を行い、その結果を報告していただきます。
- ③ さらに、事業完了後3年を経過した時点において、効果の持続状況等の報告をしていただきます。
- ④ 地域からいただいた報告については、選定評価委員会において評価することとなります。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

19' 予算額0.98億円

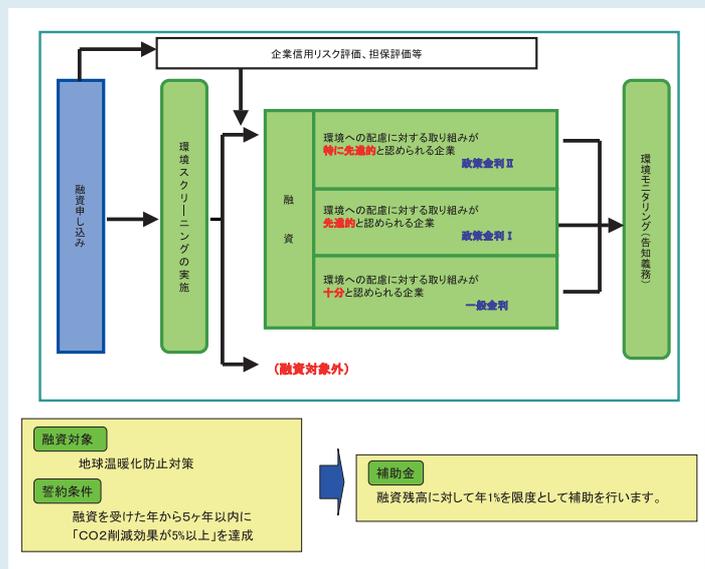
目的・意義

「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」は、日本政策投資銀行が取り組んでいる環境配慮型経営促進事業とエネルギー対策特別会計による事業の双方一体とした支援を行っていくことにより、日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」に係る融資案件を増やし、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

事業内容

① 事業概要

日本政策投資銀行は、「環境配慮型経営促進事業」として、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定しています。この事業で地球温暖化防止対策として融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5ヶ年以内にCO₂削減効果を5%以上にするを誓約した場合に、当該融資に係る利子を引き下げた場合に融資残高の1%を限度として補助金の交付を行います。



② 環境配慮型経営促進事業の内容（財政投融資）

日本政策投資銀行は、「環境配慮型経営促進事業」として、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定しています。具体的には環境への取組が特に先進的な企業には政策金利Ⅱ、環境への配慮に対する取組が先進的な企業には政策金利Ⅰ、環境への配慮に対する取組が十分な企業には一般金利を適用して融資を実施しています。

なお、日本政策投資銀行の融資事業によるCO₂の排出削減効果については、継続的にモニタリングを行い、5年後までに誓約目標に達しなかった場合、本事業における補助金相当額については、原則として、事業者が負担することとなります。

補助内容

① 補助対象者

日本政策投資銀行

② 対象事業

日本政策投資銀行が実施する「環境配慮型経営促進事業」の融資対象のうち地球温暖化防止対策に関するもの。

③ その他

融資を受ける事業者は融資を受けた年から5ヶ年以内にCO₂削減効果5%以上とすることを誓約する必要があります。

融資残高に対して、年利1%相当の補助金を交付します。

誓約が達成できなかった場合には、原則として、交付された補助金相当額は返済される必要があります。

【1 補助事業の概要】

① 事業費の負担割合（地方公共団体向け）

補助率は1/2です。

事業費の負担割合（民間団体向け）

民間団体向け補助事業の場合、補助率は事業によりそれぞれ1/3又は1/2となります。

② 事業費の規模及び補助下限額（地方公共団体向け）

◆事業費の規模

1 事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。

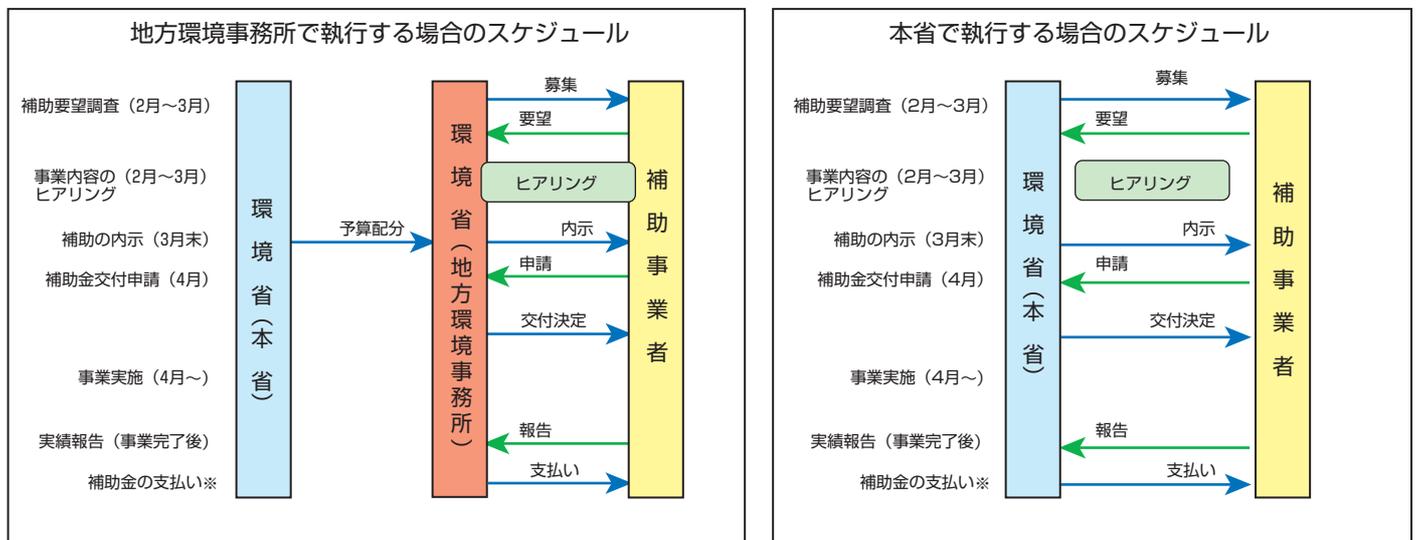
◆補助下限額

地方公共団体率先対策補助事業の補助内容の4参照

事業費の規模及び補助下限額（民間団体向け）

1 事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。また、補助下限額も規定していません。

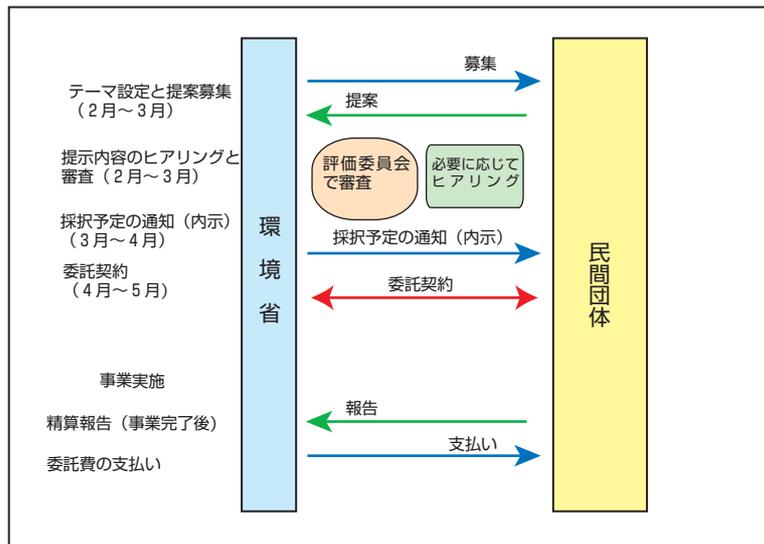
③ 補助金執行のスケジュール



※市町村が補助事業を実施する場合で本省が執行するものについて、関係書類は全て都道府県を經由して環境省（本省）へ提出していただきます。

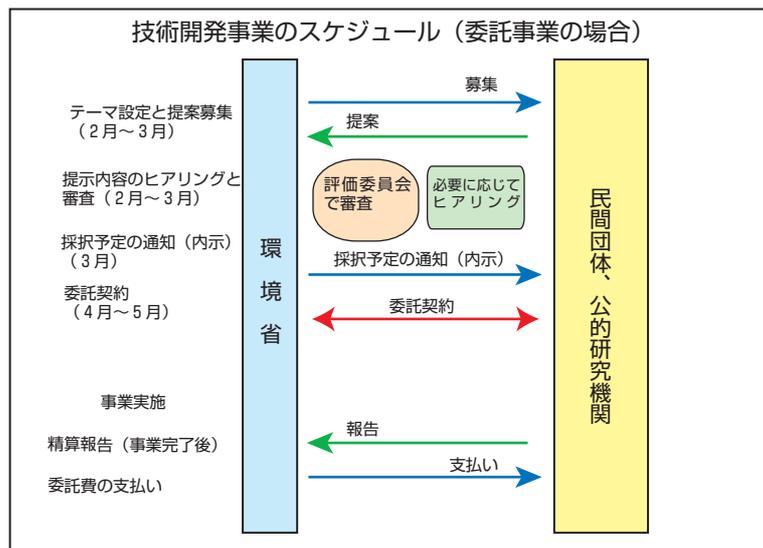
【2 委託事業】

委託事業の実施希望者を募集し、適切に事業を実施することが可能な者を環境省において選定して実施します。具体的な事業執行のスケジュールは概ね以下のとおりです。



【3 技術開発事業の概要】

技術開発事業も、民間団体向け委託事業に準じたスケジュールで募集し、評価委員会の審査を経て、採択決定をすることとしています。詳しくは、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp>) に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。



環境省担当窓口

○ 環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03 (3581) 3351 (代表)

【担当課室】

各事業ごとに以下の課室が事業を担当しています

地球環境局地球温暖化対策課

地球環境局フロン等対策推進室

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 (産業廃棄物担当)

廃棄物対策課 (一般廃棄物担当)

総合環境政策局環境計画課

総合環境政策局環境経済課

総合環境政策局環境教育推進室

水・大気環境局大気生活環境室

地下水・地盤環境室

水・大気環境局自動車環境対策課

自然環境局野生生物課

【地方環境事務所】

地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課 (北海道)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F
TEL: 011 (251) 8702

東北地方環境事務所環境対策課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F
TEL: 022 (722) 2873

関東地方環境事務所環境対策課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県)

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
TEL: 048 (600) 0815

中部地方環境事務所環境対策課 (富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)

〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F
TEL: 052 (955) 2134

近畿地方環境事務所環境対策課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマート(OMM)ビル8F
TEL: 06 (4792) 0703

中国四国地方環境事務所環境対策課 (鳥取県、岡山県)

〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F
TEL: 086 (223) 1581

中国四国地方環境事務所 広島事務所環境対策課 (島根県、広島県、山口県)

〒730-0013 広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル2F
TEL: 082 (511) 0006

中国四国地方環境事務所 高松事務所環境対策課 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F
TEL: 087 (811) 7240

九州地方環境事務所環境対策課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22
TEL: 096 (214) 0332